

岩手県地場産業アドバイザー 派遣実施要領

1 事業の趣旨

本県地場産業の更なる発展を図ることを目的に、伝統工芸産業事業者及びアパレル産業事業者等の新規商品開発や販路開拓に関し、各分野に精通した専門家を委嘱し、個別ニーズに応じた助言・指導（Web 対応を含む）によりの確な支援を行うもの。

2 アドバイザーの派遣先

アドバイザーを派遣する先は、次の事業者等とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する伝統工芸産業事業者
- (2) 県内に主たる事業所を有するアパレル産業事業者
- (3) その他アドバイザーの派遣が必要と認められる団体等

3 アドバイザー派遣手続き

- (1) アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下「派遣要請者」という。）は、様式1「岩手県地場産業アドバイザー派遣申込書」を産業経済交流課地域産業担当あてに提出する。ただし、県の各機関が派遣を要請する場合には、派遣に係る事業の資料に代えることができる。
- (2) 産業経済交流課は、本要領2に照らし、次の要件に合致するか審査のうえ、派遣の可否を決定する。
 - ① 経営改善や販路拡大を目指す意欲があると認められること
 - ② アドバイザー派遣を申請する目的が明確であること
 - ③ アドバイザー派遣による効果が期待されること
- (3) 産業経済交流課は、アドバイザーの派遣に際して適当と思われる専門家を選定する。
- (4) 派遣日程は、派遣要請者の希望とアドバイザーのスケジュールを産業経済交流課が調整して決定する。
- (5) 派遣要請者は、事業終了後5日以内に、様式2「岩手県地場産業アドバイザー派遣結果報告書」に事業実施の状況が分かる写真を貼付して、産業経済交流課あてに提出するものとする。ただし、県の各機関が派遣要請者の場合には、復命書に代えることができるものとする。
- (6) その他地場産業振興の観点から、県が特に必要と認める業務等を依頼する場合は、上記手続きに関わらず派遣できるものとする。

4 経費の負担

アドバイザーの派遣に要する経費（旅費、報償費）は県が負担するものとし、この場合の経費の額は次による。

- (1) アドバイザーの旅費は、交通費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃）、現地経費、宿泊料とし、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）及び県の規定により支給する。
- (2) アドバイザーの報償費については、「講習会等の講師に対する報償費の支給基準について」（昭和50年1月17日人第427号）により支給する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。